

館クリーンセンター運営協議会要綱

1 目的及び名称

八王子市が館町地内に建設する清掃工場について、八王子市と附近住民とが締結した清掃工場に関する協定にもとづき、市と附近住民との連絡調整機関として工場操業後の諸問題を協議するとともに相互の理解を深め事業の円滑な推進を図ることを目的として「館クリーンセンター運営協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

2 協議会の構成

協議会は次の委員をもって構成する。

(1) 住民代表委員

館町町会代表委員	2名
上館町会代表委員	3名
館町団地自治会代表委員	3名
館ヶ丘自治会	3名
ゆりのき台自治会	2名

(2) 市委員

資源循環部長

3 協議会の運営

協議会の運営は、清掃工場に関する協定書に定めるもののほかは次のとおりとする。

- (1) 協議会は、八王子市が主催し事務局は館クリーンセンター内におく。

(2) 協議会に会長及び副会長 1 名をおき、会長は住民代表委員の中から選出し、副会長は市委員の中から選出する。

(3) 協議会委員の中から会計監査 2 名を選任する。

(4) 会議の開催

会議は年 3 回開催し、さらに必要が生じたとき、或いは住民代表委員の要求があった場合にこれを開催する。

(5) 委員の代理出席

委員が出席できないときは代理人を出席させることができる。

(6) 委員の交代

委員が交代するときは速やかに通知する。

(7) 委員のほか必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

4 この会議の運営上、問題が生じたときは、その都度協議会に諮る。

- ・昭和 5 5 年 1 2 月 1 4 日 施行
- ・昭和 5 8 年 7 月 2 0 日 改正
- ・平成 6 年 7 月 4 日 改正
- ・平成 9 年 1 0 月 2 8 日 改正（組織改正により事務局を事業所から工場に変更）
- ・平成 1 1 年 4 月 1 日 改正（組織改正により職名が主幹から参事に変更）
- ・平成 1 1 年 7 月 2 2 日 改正（「3 - (3) 会計監査 2 名を選出」を追記）
- ・平成 1 3 年 7 月 2 3 日 改正（組織改正により市委員を 6 名から 5 名に変更）
- ・平成 2 2 年 4 月 1 日 改正（「2 - (1) 住民代表委員を「館ヶ丘団地街区連合会代表委員 5 名」から「館ヶ丘団地第一街区自治会代表委員 1 名、館ヶ丘自治会 4 名」に変更）
- ・平成 2 2 年 1 0 月 1 日 改正（組織改正により事務局を工場から事業所に変更）
- ・平成 2 6 年 5 月 2 7 日 改正（組織改正により市委員を 5 名から 1 名に変更）

- ・令和 3年 9月 14日 改正（2－（1）住民代表委員を「館ヶ丘自治会代表委員4名から館ヶ丘自治会3名」に変更及びゆりのき台自治会の加盟）
- ・令和 3年 11月 24日 改正（2－（1）住民代表委員を「上館町会代表委員3名」に変更）
- ・令和 4年 10月 1日 改正（名称を館クリーンセンターに変更）